

出産したとき『出産育児一時金』が支給されます

花巻市国保では、出産の際の負担を緩和し、安心して出産いただけるように出産育児一時金の支給を行っております。基本的には出産育児一時金を花巻市から医療機関などに直接支払うことになるため（直接支払制度）、事前に多額の現金を準備する必要がなくなります。

出 産 育 児 一 時 金

花巻市国民健康保険加入者(被保険者)が出産すると、出産育児一時金が支給されます。
(原則として医療機関などに直接支払います)

注意1 被保険者が健康保険を離脱してから6ヵ月未満のときは、以前加入していた健康保険から支給されますので、その場合は国保からの支給はありません。

注意2 この手当は出産日の翌日から2年が過ぎると支給されません(2年以内に申請してください)。

※妊娠4ヵ月(85日)以降であれば、早産、流産、死産等も支給の対象となります。(医師の証明が必要)

支給額

42万円 (ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産、在胎週数22週未満での出産については40万4千円(平成27年1月1日以前の出産は39万円)となります。)

手続き

※直接支払制度を利用しない場合および差額分の支給

- ①市民登録課で出生の届出をします
- ②国保医療課国保係(各総合支所市民サービス課)で出産育児一時金の申請をします

お持ちいただくもの

- ・ 出産した被保険者の保険証
- ・ 世帯主名義の通帳、印鑑(認印)
- ・ 「産科医療補償制度加入機関」のスタンプのある領収・明細書
- ・ 医療機関などから交付される代理契約に関する文書(「合意文書」)
- ・ 世帯主と出産された方の個人番号がわかるもの
- ・ 届出に来る方の本人確認書類

出産育児一時金等の医療機関等への 直接支払制度

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度とは、医療機関などと被保険者が契約することにより「出産育児一時金」を花巻市から直接医療機関などに支払う制度です。

被保険者の方は出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた差額だけで支払いを済ませることができません。

適用の要件

- 出産前であること

手続き

※手続きについて、詳しくは医療機関などに確認してください。

- ①保険証を医療機関などに提示します
- ②医療機関などの窓口で、直接支払制度を利用することを伝えます

※出産費用が42万円(または40万4千円(平成27年1月1日以前の出産は39万円))未満だった場合は、市役所の窓口で申請することにより差額の給付が受けられます。

出産育児一時金貸付制度

直接支払制度を利用しない場合などで、出産にかかる費用を医療機関などに支払うことが困難な方は、申請により出産前に出産育児一時金相当額の貸付を受けることができます。

貸付の要件

- 出産予定日まで1ヵ月以内であること（又は妊娠4ヵ月以上で出産に要する費用について医療機関などから請求を受けていること）

手続き

- ① 国保医療課国保係（各総合支所市民サービス課）で申請をします

お持ちいただくもの

- ・ 出産する被保険者の保険証
- ・ 母子健康手帳
- ・ 世帯主名義の通帳、印鑑（認印）
- ・ 産科医療補償制度の登録証
- ・ 医療機関などの請求書（前金払い請求を受けている場合）
- ・ 医療機関などから交付される代理契約に関する文書（「合意文書」）

出産育児一時金の受取代理制度

出産育児一時金等の受取代理制度とは、被保険者が医療機関などを「出産育児一時金」の受取代理人として申請することで、医療機関などが「出産育児一時金」を花巻市から直接支払いを受ける制度です。

被保険者の方は出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた差額だけで支払いを済ませることができます。

適用の要件

- 出産予定日まで2ヵ月以内であること

手続き

※手続きについて、詳しくは医療機関などに確認してください

- ① 保険証を医療機関などに提示します
- ② 医療機関などの窓口で、受取代理制度を利用することを伝えます

■ 詳しくは国保医療課または市民サービス課へお問い合わせください。

花巻市役所	国保医療課	国保係	TEL 0198-24-2111	内線 531
大迫総合支所	市民サービス課	健康福祉係	TEL 0198-48-2111	内線 142
石鳥谷総合支所	市民サービス課	健康福祉係	TEL 0198-45-2111	内線 227
東和総合支所	市民サービス課	健康福祉係	TEL 0198-42-2111	内線 222